

通 知 預 金

(平成24年 9月 3日現在)

商品名	・通知預金	
販売対象	・制限ありません。	
期間	・期間の定めはありません ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。	
預入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・1,000円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。	
利息	適用金利	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	・解約時に（払戻時）に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・法人は総合課税となります。 ・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
手数料	—	
付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：7リ-ダ イル0120-173017）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	



	<p>・この預金は預金保険の対象となり、1金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。</p>
--	--

